



平成 24 年 4 月 12 日

各 位

東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号
デ イ ッ プ 株 式 会 社
代表取締役社長 兼 CEO (最高経営責任者) : 富 田 英 揮
(コ ー ト ` 番 号 : 2 3 7 9 東 証 マ ザ ー ズ)
《問合せ先》
取締役 執行役員常務 管理本部長 : 鈴 木 秀 和
(TEL 03-5114-1177)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 4 月 12 日開催の当社取締役会において、平成 24 年 5 月 26 日開催予定の当社第 15 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条 (目的) につきまして事業目的を追加するものであります。

第 2 に、経営体制の強化を図るため、現行定款第 17 条 (取締役の員数) につきまして取締役の員数を 2 名増員するものであります。

最後に、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案第 45 条 (剰余金の配当等) を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第 45 条 (期末配当金) 及び現行定款第 46 条 (中間配当金) を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~20. (条文省略) (新設) 21. (条文省略)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~20. (現行どおり) <u>21. インターネットを用いた管理ツールの開発及び販売</u> 22. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、 <u>6</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。
第7章 計算	第7章 計算
(新設)	(剰余金の配当等) 第45条 <u>当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> 2. <u>当社は、毎年2月末日または8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</u>
(期末配当金) 第45条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u>	(削除)
(中間配当金) 第46条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u>	(削除)
(配当金の除斥期間等) 第47条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2. <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u>	(配当金の除斥期間等) 第46条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2. <u>未払の配当金には利息をつけない。</u>

以 上